

別紙

1 被処分者の所属、職名、氏名、年齢及び処分の内容

所属	職名	氏名	年齢	処分の内容
産業経済部	部長	A	60 歳代	懲戒処分 停職（1月間）

2 非違行為の概要

職員Aは、令和7年10月19日執行の玉名市議会議員選挙に際し、同年10月9日に自身の後輩ら約20人に特定の候補者への投票依頼と受け取ることができるメッセージを送信した。人事当局において、その事実を知った後職員A及びメッセージの送信を受けた全ての者にその事実確認を行い、当該事実確認の結果等を踏まえ分限懲戒審査委員会で処分の要否等について調査及び審議を行った。その結果、当該職員が行った行為そのものは、公務員の政治的行為の制限を規定する地方公務員法第36条には抵触しないものの、法律を守るべき立場にある職員かつ部長の職にある者としてあってはならない行為であり、全体の奉仕者たる公務員の自覚に全く欠けるもので、その責任は極めて重大であると判断した。なお、本行為は、地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号に該当する。

3 処分年月日

令和8年2月3日